

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 5 号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和 51 年瀬戸市規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 9 号様式中「60 日以内」を「3 か月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「6 箇月以内」を「6 か月以内」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

(瀬戸市火災予防規則の一部改正)

第 2 条 瀬戸市火災予防規則(平成 4 年瀬戸市規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 5 号様式の 2 中「60 日以内」を「3 か月以内」に、「消防長」を「瀬戸市長」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

(瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第 3 条 瀬戸市個人情報保護条例施行規則(平成 6 年瀬戸市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査会に諮問をした旨の通知)	(審査会に諮問をした旨の通知)

第21条 条例第43条第2項に規定する書面は、第25号様式のとおりとする。	第21条 条例第43条に規定する書面は、第25号様式のとおりとする。
---------------------------------------	------------------------------------

第9号様式及び第10号様式中「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第15号様式中「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「異議申立ての」を「審査請求の」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第18号様式、第19号様式、第23号様式及び第24号様式中「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第25号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「第43条」を「第43条第2項」に改める。

(職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成10年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する任命権者の定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 職員が地方公務員法第49条の2第1項の規定による<u>審査請求</u>をし、又はその審理に出頭する場合</p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する任命権者の定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) 職員が地方公務員法第49条の2第1項の規定による<u>不服申立て</u>をし、又はその審理に出頭する場合</p>

(6)及び(7) <省略>

(6)及び(7) <省略>

(瀬戸市情報公開条例施行規則の一部改正)

第5条 瀬戸市情報公開条例施行規則（平成13年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(審査会に諮問をした旨の通知) 第10条 条例第20条第2項に規定する書面は、第10号様式のとおりとする。	(審査会に諮問をした旨の通知) 第10条 条例第20条に規定する書面は、第10号様式のとおりとする。
(審査請求に対する措置) 第11条 市長は、 <u>審査請求</u> について瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けたときは、速やかに当該 <u>審査請求</u> について裁決しなければならない。	(不服申立てに対する措置) 第11条 市長は、 <u>不服申立て</u> について瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けたときは、速やかに当該 <u>不服申立て</u> について裁決し、又は <u>決定</u> しなければならない。

第3号様式及び第4号様式中「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第9号様式中「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てが」を「審査請求が」に、「異議申立ての」を「審査請求の」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第10号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「第20条」を「第20条第2項」に改める。

(瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施

行規則（平成16年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4号様式及び第5号様式中「60日以内」を「3か月以内」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「6箇月以内」を「6か月以内」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

（瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則の一部改正）

第7条 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担当事務)</p> <p>第3条 附属機関設置条例第3条に規定する審査会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、<u>審査請求</u>について調査審議すること。</p> <p>(2) 個人情報保護条例第8条第4項、第8条の2、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び<u>第43条第1項</u>の規定による諮問に応じ、<u>審査請求等</u>について調査審議すること。</p> <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条第1項並びに個人情報保護条例第8条第4項、第8条の2、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び<u>第43条第1項</u>の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第3条 附属機関設置条例第3条に規定する審査会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 情報公開条例第19条の規定による諮問に応じ、<u>不服申立て</u>について調査審議すること。</p> <p>(2) 個人情報保護条例第8条第4項、第8条の2、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び<u>第42条</u>の規定による諮問に応じ、<u>不服申立て等</u>について調査審議すること。</p> <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第19条並びに個人情報保護条例第8条第4項、第8条の2、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び<u>第42条</u>の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に</p>

何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2及び3 <省略>

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第3項及び第11条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、審査請求人等は、審査

対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2及び3 <省略>

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、前条の規定により提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、閲覧させるよう努めるものとする。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧につい

(意見書等の提出)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、前条の規定により提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、閲覧させるよう努めるものとする。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、

<p>て、日時、場所及び方法を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>日時、場所及び方法を指定することができる。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に第3条の規定による改正前の瀬戸市個人情報保護条例施行規則の規定、第5条の規定による改正前の瀬戸市情報公開条例施行規則の規定及び第7条の規定による瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則の規定によりなされた実施機関の処分その他の行為又は申請に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。